

御嵩町 町長・町議会議員 ご説明

美佐野地区における建設発生土の
搬入について

令和元年8月30日

本日も説明の要旨

- ・美佐野地区のトンネルから発生する建設発生土(以下、発生土)については、県から情報提供頂いた御嵩町内の候補地2箇所のうち、「**美佐野土地開発地権者組合の組合員等が所有する土地**」に全量を搬入すべく、組合及び町と協議してまいりました。
- ・しかしながら、一部の組合員から賛同頂けず、計画を見直す(縮小する)ことにいたしました。
- ・計画見直しに伴い、発生土の受入容量が不足することから、もう一方の候補地である「**町有地**」にも搬入させて頂きたいと考えております。
- ・なお、トンネル発生土の一部に**対策土**※1が含まれることが想定されるため、対策土についても町有地に搬入させて頂きたいと考えております。
- ・対策土の管理は、**岐阜県埋立て等の規制に関する条例**(以下、埋立条例)に基づき、県に協議書を提出し、認可を頂いた対策を実施いたします。
- ・**対策土を搬入した範囲は**、当社が**土地を取得**させて頂き、将来にわたり責任をもって管理させて頂くことを考えております。

※1: 対策土とは

トンネル掘削に伴う発生土は、「**土壤汚染対策法の適用外**」であるが、事業者による取り組みとして重金属等の検査、分析を行っている。分析の結果、「**土壤汚染対策法で定める土壤溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土**」または「**酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性のある発生土**」のことを指す。

本日のご説明内容

1. 美佐野地区における工事概要について
2. 美佐野地区における建設発生土の搬入について
3. 町有地における建設発生土の搬入について
4. 今後の予定について

本日のご説明内容

1. 美佐野地区における工事概要について
2. 美佐野地区における建設発生土の搬入について
3. 町有地における建設発生土の搬入について
4. 今後の予定について

岐阜県の路線概要

・地上部 6.5km、トンネル部 48.6km の路線計画です。

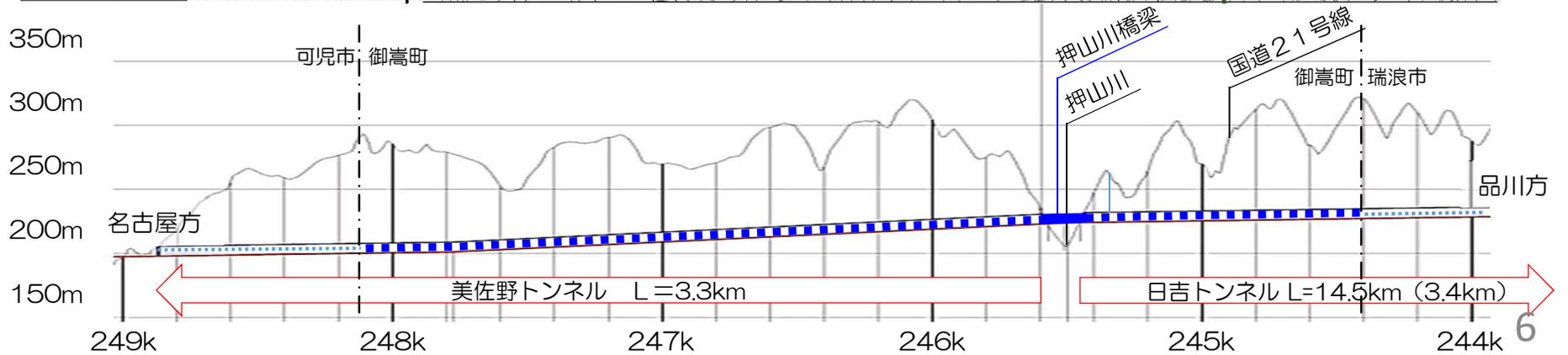
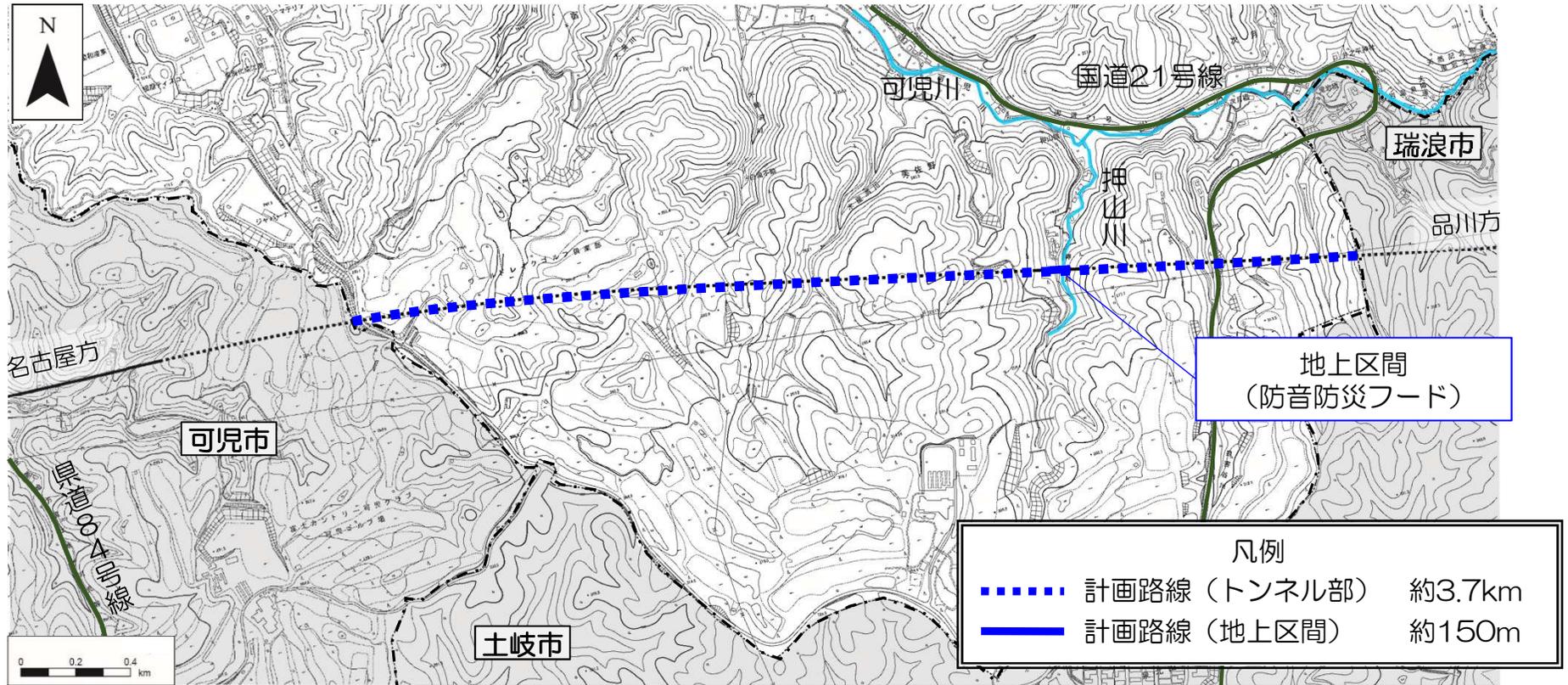


名古屋方

品川方

- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 岐阜県駅
 - 中部総合車両基地
 - 非常口(山岳部)
 - 変電施設

御嵩町の路線概要



本日のご説明内容

1. 美佐野地区における工事概要について
2. 美佐野地区における建設発生土の搬入について
3. 町有地における建設発生土の搬入について
4. 今後の予定について

建設発生土活用の経緯について

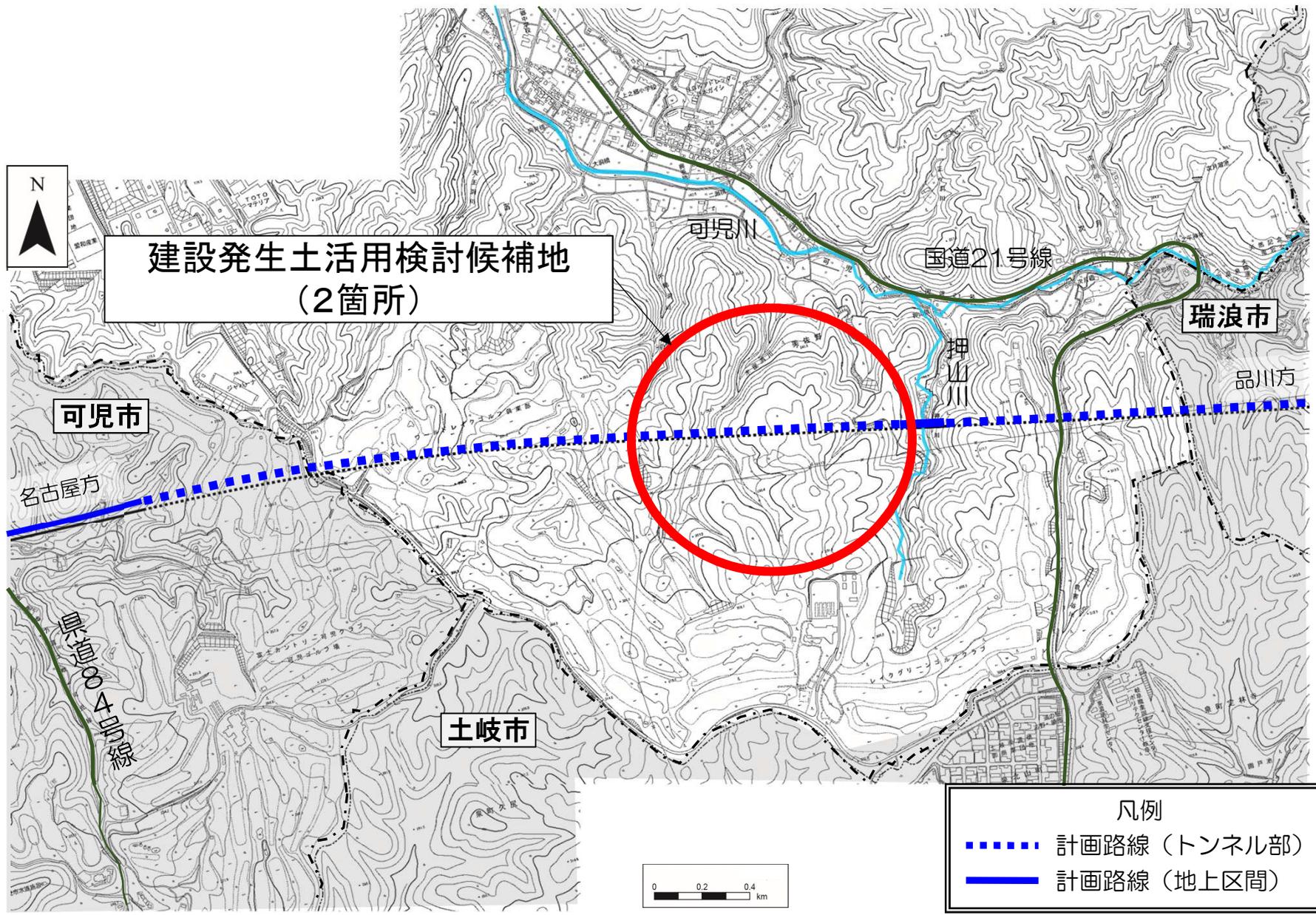
- 当社から岐阜県に建設発生土活用検討候補地の斡旋を求め、それを受け岐阜県が沿線市町に対して照会を行い、H26年8月から岐阜県より建設発生土活用検討候補地の提示を受けています。
- 当社において、規模・地形、周辺環境、運搬距離、行政手続きの有無、環境への配慮など考慮して、候補地の絞り込みを行いました。
- 現在、絞り込んだ候補地のうち、優先度の高いものから関係者と協議を進めています。

令和元年8月現在

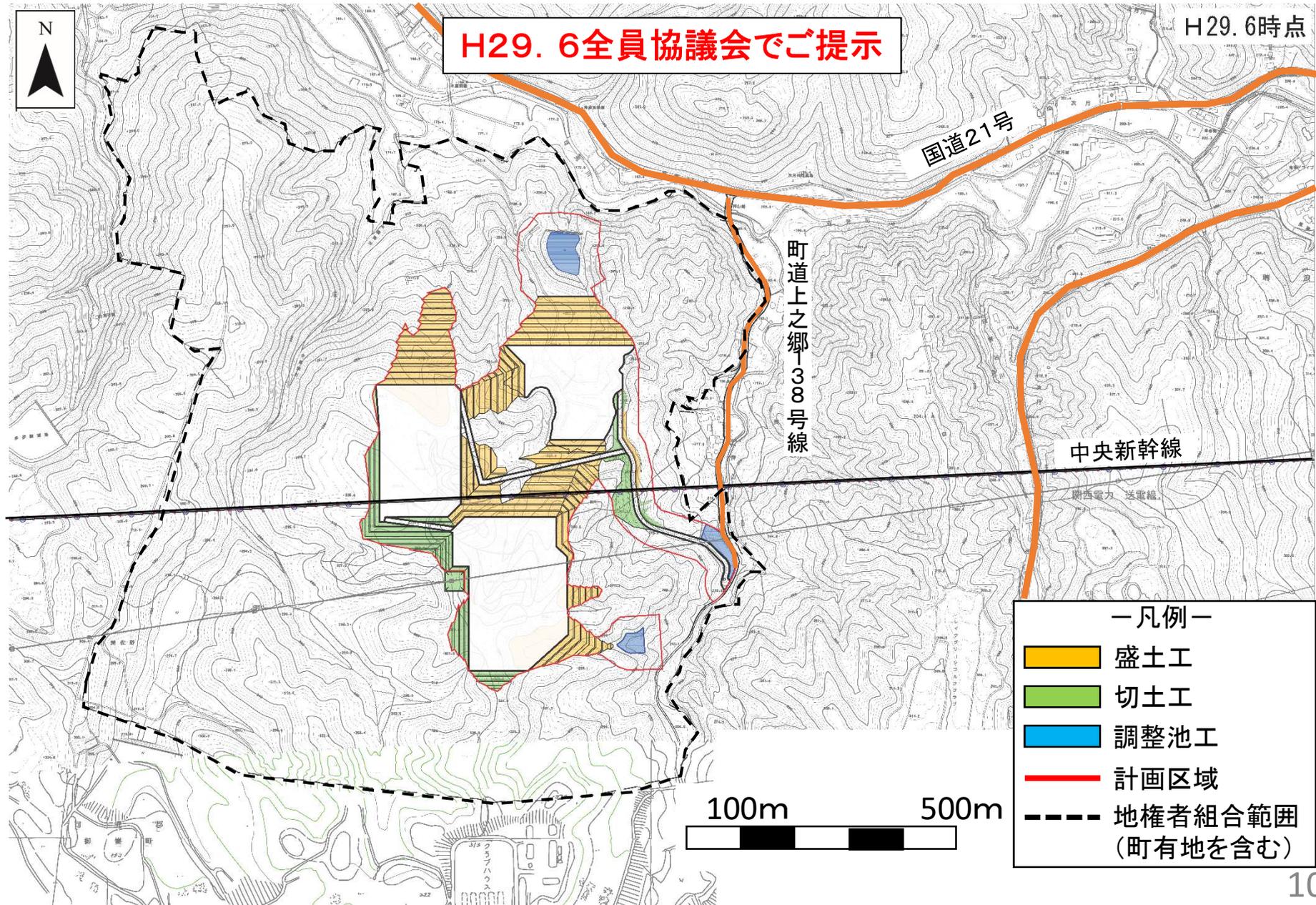
建設発生土活用検討候補地

事業種別	市町村	提供箇所数	現在検討中の候補地箇所数	決定箇所数
公共事業	中津川市	3	3	
	瑞浪市	1	1	
	小計	4	4	
民間事業	多治見市	6	2	1
	中津川市	27	6	3
	瑞浪市	3	0	1
	恵那市	18	2	
	土岐市	2	0	
	御嵩町	2	2	
	小計	58	12	5
合計		62	16	5

御嵩町建設発生土活用検討候補地位置図

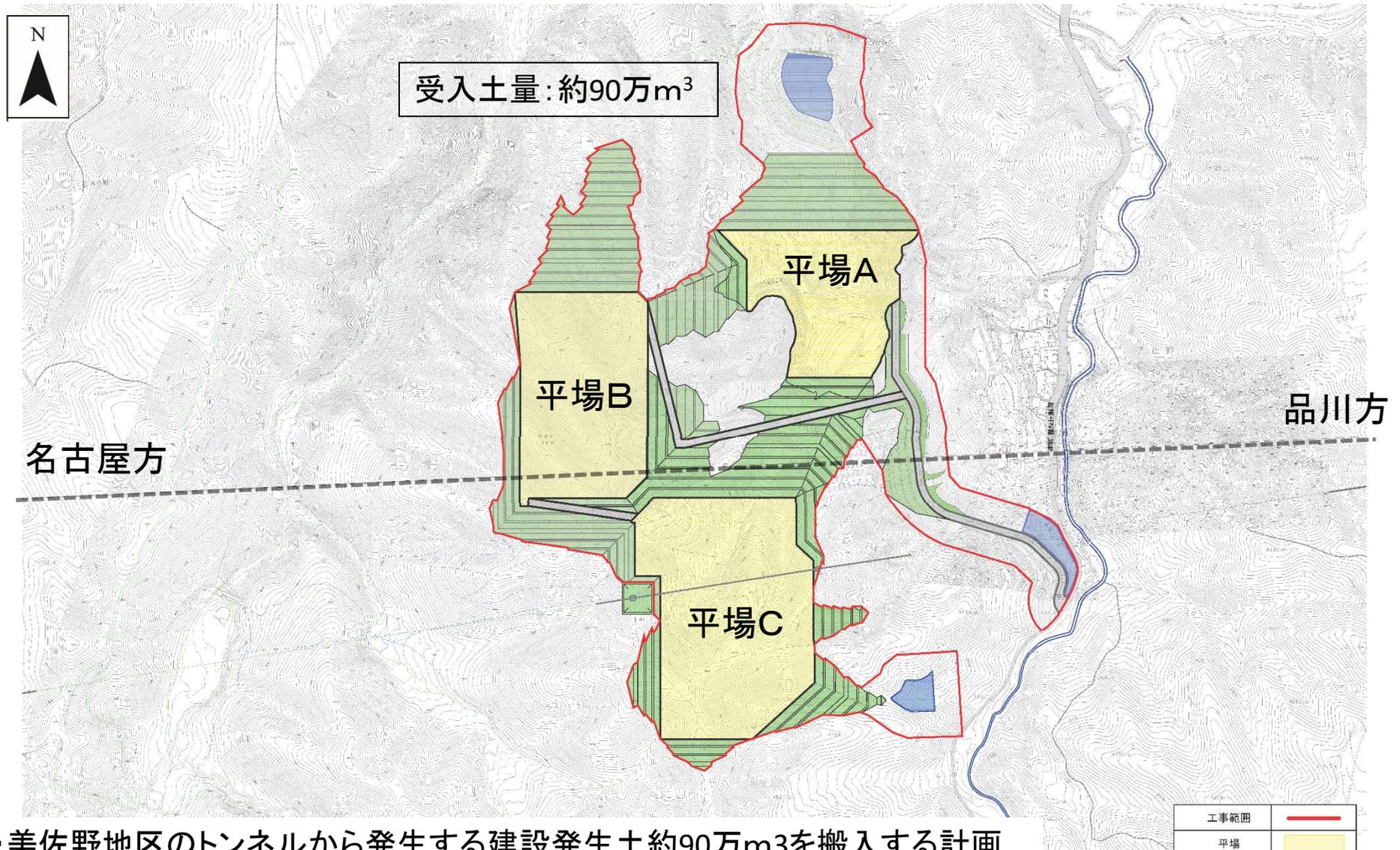


建設発生土活用イメージ①



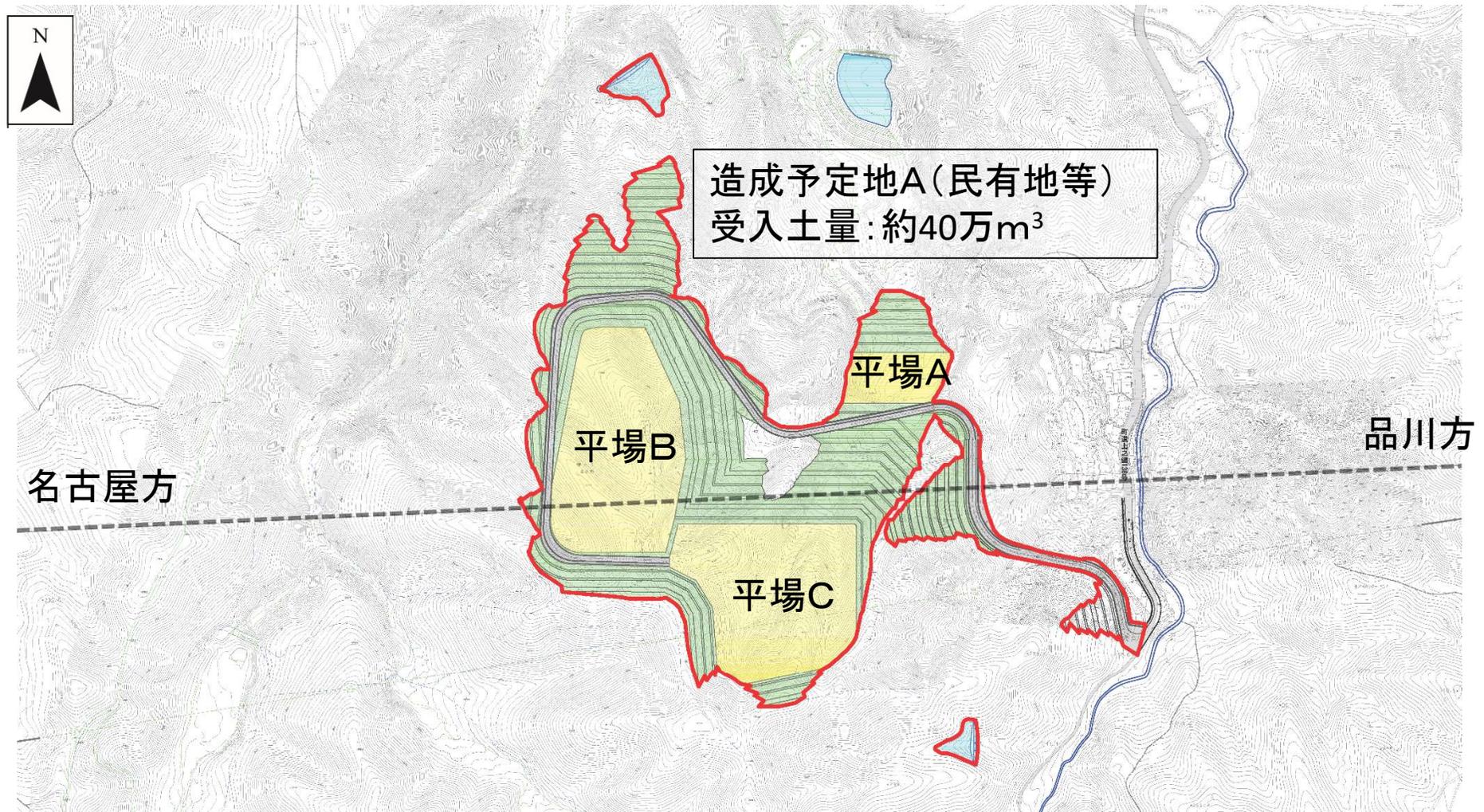
建設発生土活用イメージ①

H29. 6時点案



- ・美佐野地区のトンネルから発生する建設発生土約90万m³を搬入する計画
※対策土が発生した場合にも、適切に対策を行う
- ・H29.6に全員協議会・地元へ説明
⇒以降、地権者組合、御嵩町と協議を開始

建設発生土活用イメージ②

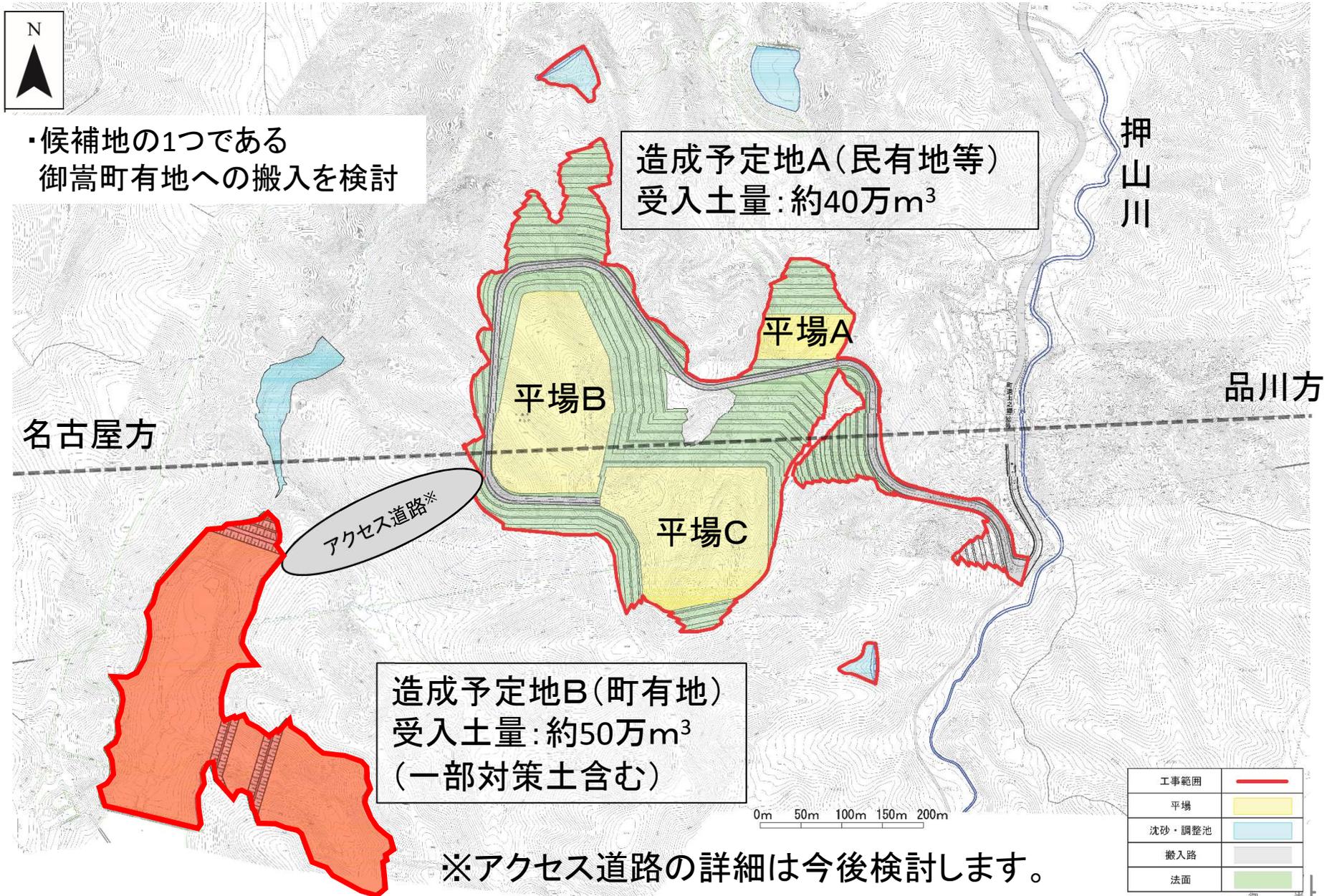


- ・一部の組合員から賛同頂けず、造成範囲を縮小することとしたため、発生土全量の搬入が困難
⇒新たな候補地の検討が必要
- ・R1.8/25に該当地権者を対象とした説明会を実施
⇒造成計画について賛同を得たため、今後個別協議を開始

本日のご説明内容

1. 美佐野地区における工事概要について
2. 美佐野地区における建設発生土の搬入について
3. 町有地における建設発生土の搬入について
4. 今後の予定について

建設発生土搬入イメージ③



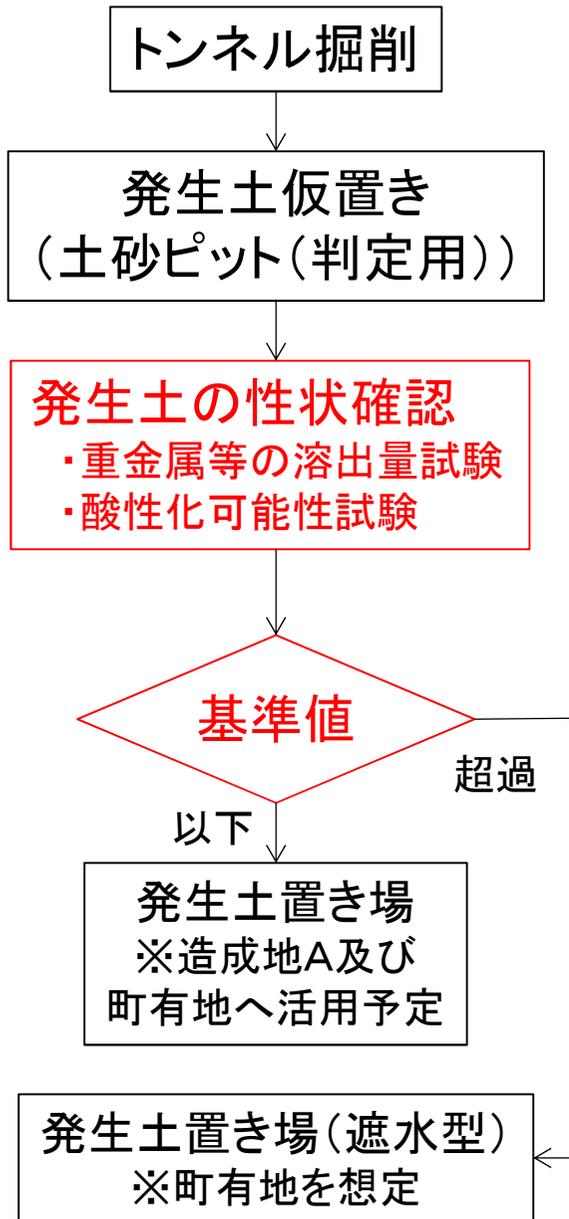
※アクセス道路の詳細は今後検討します。

※R1.8月時点の計画であり、変更となる可能性があります。

町有地への発生土搬入について

- 今後工事着手する、美佐野地区のトンネル掘削土の一部において「土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土または酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性のある発生土」(以下、対策土)が発生すると想定しております。
- 対策土を搬入した範囲は、当社が土地を取得させて頂き、将来にわたり責任をもって管理させて頂くことを考えております。
- 対策土を搬入する範囲は、発生土置き場(遮水型)として、遮水工を設置し、周辺環境に影響を及ぼさないように封じ込めを行います。また、工事着手前からモニタリングを実施し、影響の有無を確認します。

発生土の性状確認



工事期間中は発生土の性状確認を実施します。

【重金属等の溶出量試験】

トンネル掘削による発生土は、土壤汚染対策法の対象外ですが、指定基準に適合しない自然由来の重金属等を含むことを想定し、重金属等の溶出量試験(※)を、1回/日の頻度で実施します。

※環境省告示第18号「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」

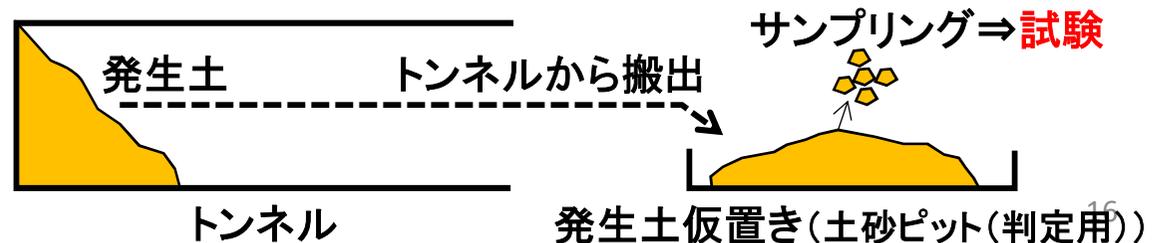
【酸性化可能性試験】

発生土に過酸化水素水を加え、強制的に酸化を促すことで、酸性水生成の可能性を確認できる酸性化可能性試験(※)を1回/日の頻度で実施します。

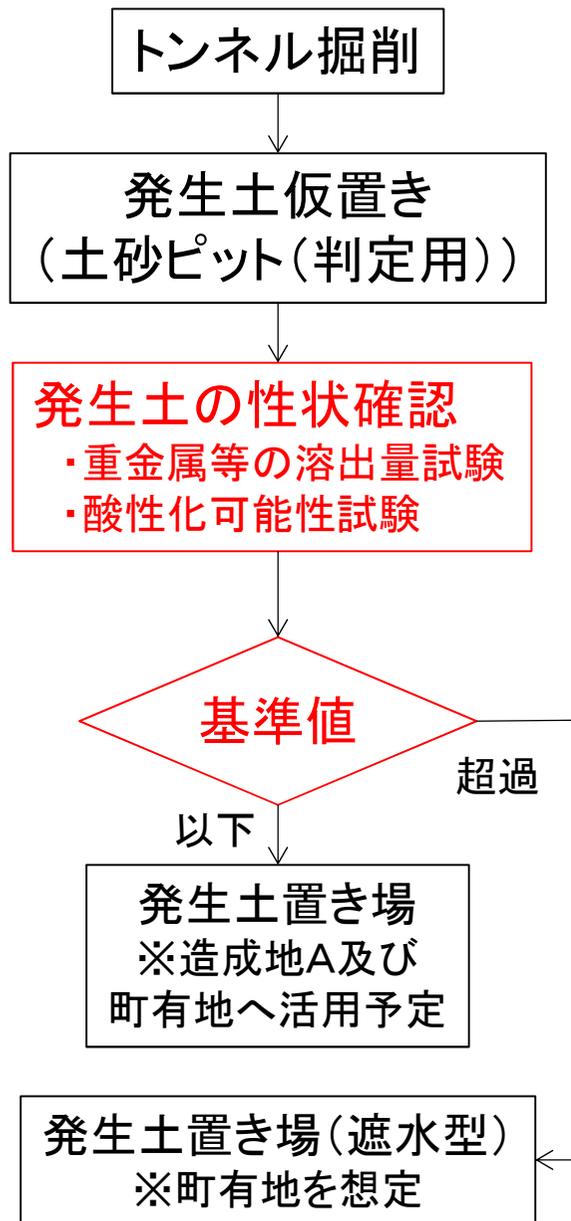
※地盤工学会基準

「JGS 0271-2015 過酸化水素水による土及び岩石の酸性化可能性試験方法」

試験の結果、基準値を超過した対策土についても、町有地に搬入させて頂きたいと考えています。
なお、試験は公的に指定等を受けた調査機関に委託します。



発生土の性状確認



【重金属の溶出量試験】

試験項目	指定基準(mg/l)
カドミウム	0.01以下
六価クロム	0.05以下
水銀	0.0005以下
セレン	0.01以下
鉛	0.01以下
砒素	0.01以下
ふっ素	0.8以下
ほう素	1.0以下

(環境省令第29号「土壤汚染対策法施行規則」より)

【酸性化可能性試験】

pH3.5以下のものを長期的な酸性化の可能性があると評価
(「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への
対応マニュアル(暫定版)」より)

発生土置き場(遮水型)の対策検討の進め方

○環境基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する要綱(抜粋)

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県埋立て等の規制に関する条例(平成18年岐阜県条例第47号)第8条第1項ただし書に基づいて環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行う際に、生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認める措置に関して必要な事項を定めるものとする。

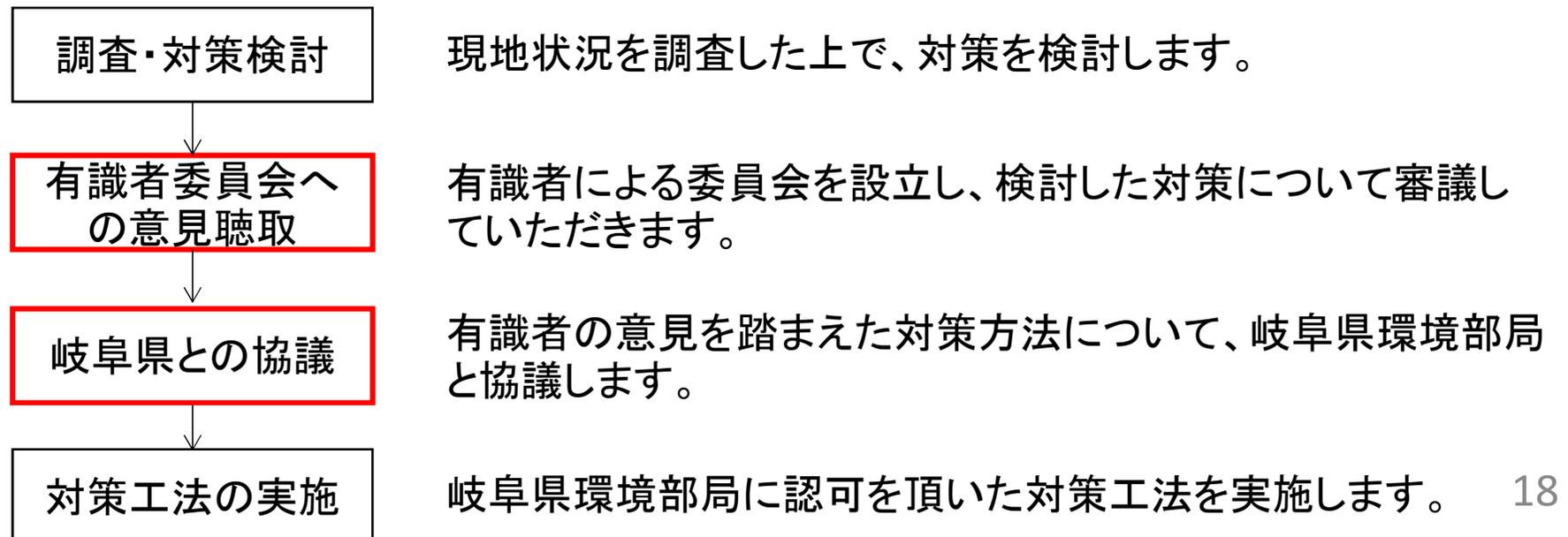
(国等の協議)

第3条 国若しくは地方公共団体が規則第4条第1項第2号に基づく特定措置事業を行うとき又は公共的団体等が条例第8条第1項第2号に基づく特定措置事業を行うため知事の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項について記載された協議書を提出し、知事に協議するものとする。

一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(中略)

九 その他知事が求める事項 ● ----- **学識経験者の意見**



発生土置き場(遮水型)の対策(対策土搬入後)

発生土置き場(遮水型)の検討に伴い、ハンドブック等の内容を参考に以下の点について安全対策を計画しています。

◆対策土を盛土することによる溶出等の対策

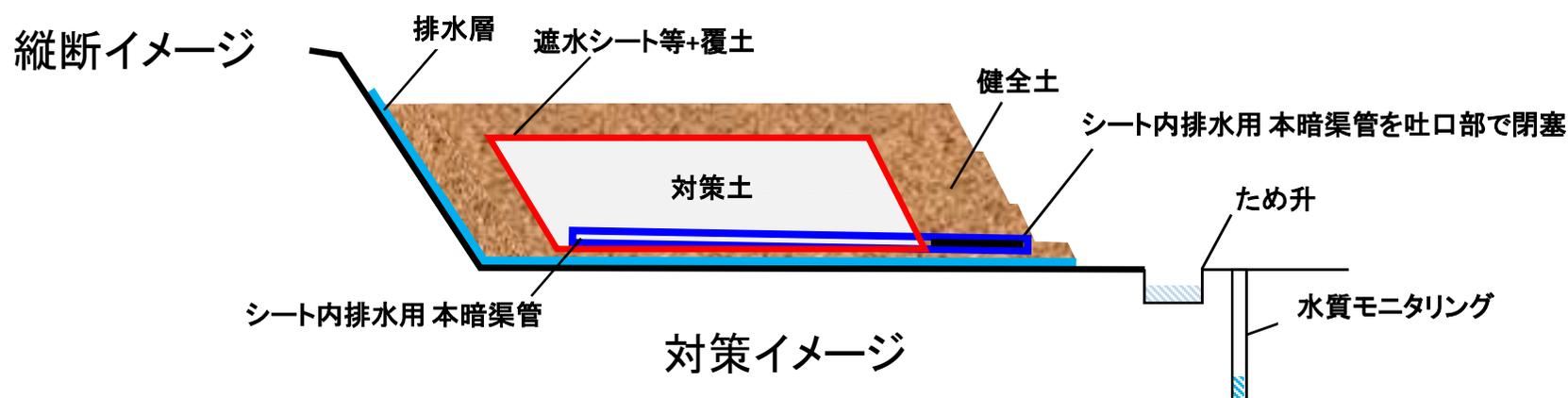
○対策土から滲出した水における地下への浸透防止対策

⇒遮水工(水を入れない、出さない構造)による地下への浸透防止

※土砂搬入完了後、水が出なくなったことを確認の後、シート内排水用本暗渠管は吐口部を閉塞する計画です。

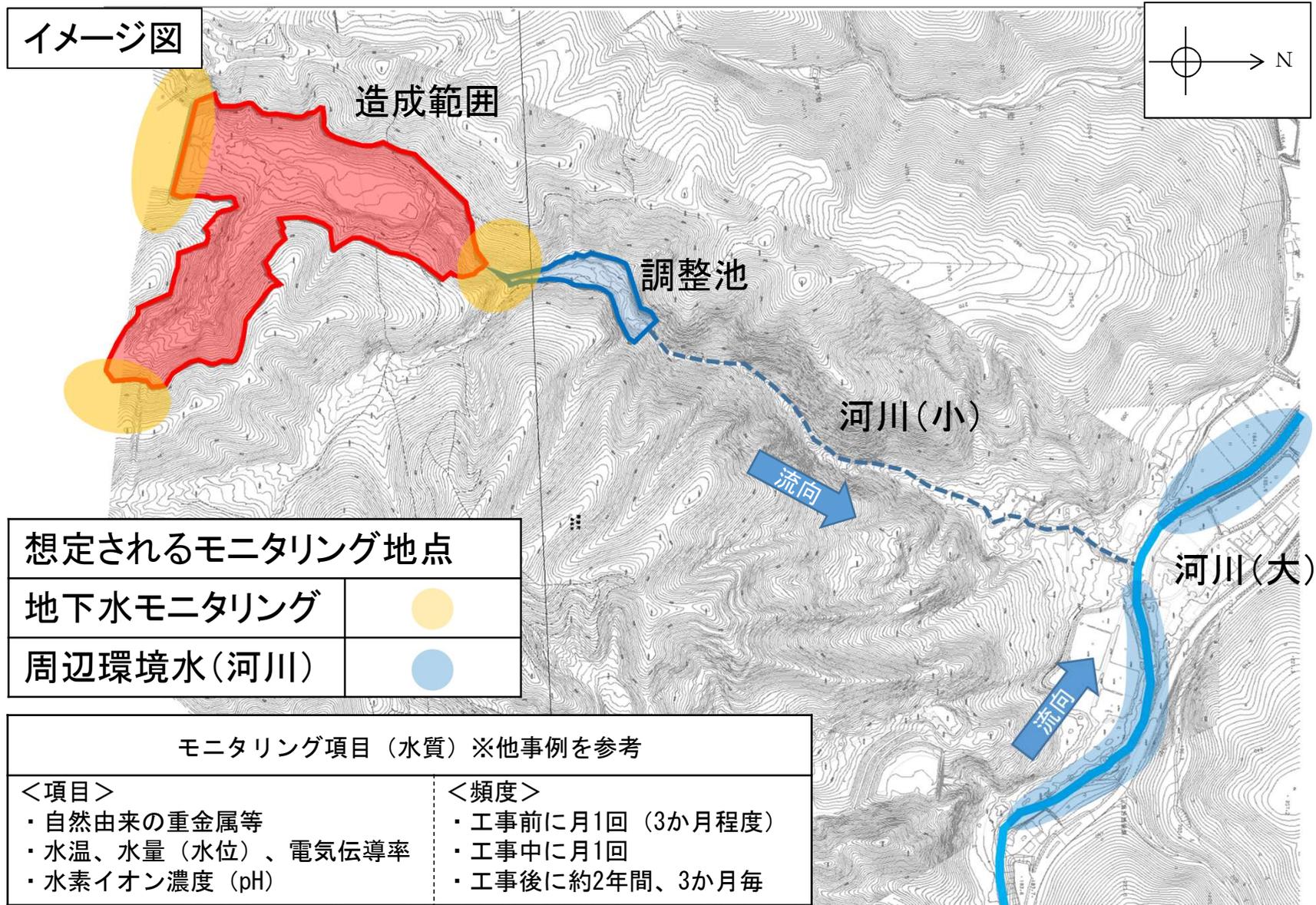
○水質モニタリングの実施

⇒周辺環境への影響を監視し、対策工の確実な施工を確認



- ・工事着手前～工事着手後にかけて、地下水及び周辺環境水(河川)のモニタリングを実施し、影響の有無を確認します。
- ・当社が設置した有識者による委員会での意見も踏まえ、埋立条例に基づき、県環境部局と協議を行い、適切な対策を実施します。

モニタリング計画(案)



※モニタリング計画は、専門家の意見を踏まえて策定し、岐阜県との協議を経て決定します。

本日のご説明内容

1. 美佐野地区における工事概要について
2. 美佐野地区における建設発生土の搬入について
3. 町有地における建設発生土の搬入について
4. 今後の予定について

今後の予定

町有地に関して、対策土を埋め立てる際の構造及びモニタリングについては、ハンドブック等を参考に検討した上で、有識者による委員会で審議いただきます。

有識者からの意見を踏まえ、埋立条例に則り、県環境部局と協議を行い、適切な対応を講じます。

盛土の安定性照査は岐阜県の林地開発許可審査の手引きに則り、公的専門機関による安定解析を実施します。

本日もご提案させて頂いた内容について、御嵩町のご理解が得られ次第、地質調査・測量等の現地作業に着手させて頂く予定です。